

平成24年度 第4回美幌町行政改革推進委員会会議録要旨

開催日時 平成25年2月13日 18時30分～20時30分
開催場所 美幌町議会 第1・第2議員控室
出席者 森暉夫会長 池功司委員 大津和博委員 小川孝男委員 加藤千鶴子委員
倉知輝信委員 志布純子委員 白石さよ委員 福田哲司委員
欠席者 久山邦徳委員
事務局 平井総務部長 武田政策主幹 後藤政策担当主査 大内
傍聴者数 なし
議題 (1) 美幌町行政改革推進委員会への審議依頼について
(2) 第5次美幌町行政改革実施計画(素案)について
(3) その他

会 長 皆さんお集まりありがとうございます。

第3回の会議で悪質滞納者のサービス制限等についてご検討いただいておりますが、本日、町の収納対策本部の本部長であります染谷副町長と税務主幹が来ておりますので、悪質滞納者対策等について説明をいただきたいと思います。

では、副町長よろしくお願いいたします。

●議題1 美幌町行政改革推進委員会への審議依頼について

副町長 本日は公私ともお忙しい中、行政改革推進委員会にご出席いただき感謝申し上げますとともに、日頃より行政運営を始め、様々なまちづくり活動にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

皆様方には町税をはじめとする公共的収入対策に関して、一定の行政サービスについてご審議をいただきたいと考えております。

我々も収納対策に力を入れておりますが、残念ながら、納税という負担を、心なく、公平、苦勞を分かち合うことのできない方が、極一部ですがおります。色々と手を尽くしていますが、約束を果たしてくれないことがあります。そうした方に、苦勞をしても納税をしている方々と、不均衡を生じており、また、行政サービスがどのように成り立っているのかを理解してもらう必要があります。

その為に、行政サービスの面での制限を考えなければと考えており、是非、この委員会において一定の見解を示していただきたいと考えております。

税務主幹 資料により説明

収納対策本部は、収納を扱う部署で構成しているため、サービスを提供する側の部署も含めた検討委員会を立上げ、サービス制限について検討を進め、一定の方向性をお示しいたしますので、皆様方のご意見をいただきながら、進めて行きたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。

本日お二方にお越しいただいておりますので、ご質問ご意見等がありましたらどうぞ。

委 員 資料の中の対策本部の確認事項の2番目ですが、現状把握のための調査を実施するとありますが、いつ頃実施して、公表されるのでしょうか。

税務主幹 本日資料としてお配りしているのが、現状の把握のために実施した調査です。

委 員 4番目に氏名の公表について専門家の意見とありますが。

税務主幹 専門家とは弁護士の方で、サービス制限条例と債権管理条例の制定に向けての課題整理などのために、佐々木弁護士を迎えて3月22日に講演をいただくこととしており、25年度についても3回程度お越しいただき、ご意見、アドバイスをいただこうと進めています。

委 員 弁護士の勉強会は我々も参加できるのでしょうか。それとも職員の方だけでしょうか。

税務主幹 悪質滞納者対策について、当委員会で審議いただけるのであれば、是非、行革の皆様方にもお越しいただきたいと思います。

委 員 佐々木弁護士という方は。

税務主幹 町村会の顧問弁護士で広く町政の弁護活動を行っている方で、こういうケースについても経験があると聞いております。

委 員 条例制定となればパブリックコメントを実施し、その後、議会提案となるのでしょうか。

税務主幹 条例素案を作成後、パブリックコメントを実施し、議会に提案いたします。可決した際は、ある程度周知期間を設け施行する形となります。

目途といたしましては、平成25年12月議会に提案し、26年1月から3月までを周知期間とし、4月から施行というスケジュールで進めたいと考えております。

委 員 氏名の公表はほとんどでは実施していない。美幌町でも実施は難しいのではと考えます。現在サービス制限をしている20項目を見ますと、一般町民に係わる項目は少ない。公営住宅の入居はありますが、その他の多くは業者が対象になっています。今後、これ以外のサービスに制限をしていくということですね。

税務主幹 制限をする、しないを含めてこれから検討をいたします。

事務局レベルでの考えですが、今回制定する条例は悪質滞納者に対する総合的な制限措置としてと考えており、既に実施している個別サービスの制限をしている条例、要綱は引き続き残していきたいと考え、さらに拡大をしていきたいと考えております。悪質滞納者と言っていますが、その定義ですとかを含めて検討していきたいと考えています。

また、サービス提供側としては、制限をすることについても極めて抵抗がありますので、制限の是非を含めて検討をしていきたいと思っています。

委 員 氏名は別ですが、行政側で考えている悪質滞納者はどの程度いらっしゃるのか。

委 員 前回いただいた資料で町税の場合 8 3 9 人の滞納者がいるとなっていますが、その人数ですか。

税務主幹 1 年以上の滞納を繰り返している方が、その人数いらっしゃると思います。

税以外でも滞納者がいますので、重複している方も中にはいますので、実際の人数までは現状では把握できていません。

委 員 悪質滞納者の定義が必要ですね。

会 長 金額の問題ではないですね。財産などの資力があるのに、納めない方とかが対象になりますね。生活弱者ではなく。

副町長 お金があるのに払わない方です。浪費癖があって一般的にみると無駄に使っている方などで、未納の金額だけでは判断ができませんので、個別に検討をしていくこととなります。

税務主幹 基準を設け、担当者だけではなくサービス制限対象者の審査会などを考えております。町民の方にその部分をとばす考えにくいので、副町長をトップとした行政内部で審査会を行う流れになろうかと思えます。

委 員 悪質滞納者の定義を言葉で作るのは難しいのでは。

税務主幹 非常に難しいと思います。不誠実と言ってもその基準もありますので、検討が必要です。

会 長 関西の社会福祉協議会の方に聞いた話ですが、ゴミ屋敷が非常に増えていると。ごみ処分料を払いたくないということから、つながっているらしく。だからと言って行政で執行するというのも税金ですし、ボランティアに任せる事でもできないですし、非常に難しいですね。

税務主幹 法に触れることは行いませんので、専門家のご意見を聞きながら、一般の方にもご意見を聞きながら検討していきたいと考えています。

会 長 検討委員会は行政側を設置するのですね。

税務主幹 行政内部で収納側とサービス提供側の職員で構成し議論して行きます。

会 長 我々の委員会としては、その件について考え方を示すということですね。

税務主幹 我々、行政側で検討を進めてまいりますので、ある段階ごとに皆様方にご意見をいただき、進めて行きたいと考えており、決定をしていただくものではございません。

副町長 そうはいつでも、意見は非常に重たいものと考えており、皆様のご意見を尊重いたしますので。

委 員 行政から示された案に対し、我々もそれを良しと言って進めているということで、非常に重みはありますね。

会 長 既に実施している市町村は効果があるのでしょうか。

税務主幹 成果は上がっていると聞いていますが、サービスを提供する際に、全てに対して収納状況を確認するなど、非常に手間がかかっているということもあります。

会 長 事務局にお聞きしますが、当委員会ではこの行革の計画以外の悪質滞納者対策についても検討をしていくことですか。

事務局 まずは、当委員会でこの件に対し審議をするかということを決めていただきます。その後には計画を立てて行きます。

委 員 行政側から提示されたものに対して、意見を言えば良いのであって、この委員会で引き受けてもいいのではと思います。

会 長 皆さんどうでしょうか。

委 員 違和感があります。違和感というのは、今まで滞納を続けていた方に対し、この条例ができたからと言っても、どう効果があるのかとも思いますし、極一部の悪質滞納者に対して威圧的な条例を作るのもどうかとの観点で違和感があります。

税務主幹 収納対策本部としては本条例が必要と判断していますが、これからサービス提供側を含めた検討委員会や町民を含めた委員会では、条例そのものが必要かどうかという部分から議論を始めることになります。

委 員 既に個別の20のサービスで制限をしていますが、この条例を定めなくても制限できるのでしょうか。

税務主幹 個別に条例や要綱で定めて実施しています。

現在実施している個別のサービスについては、各条例、要綱に基づき実施しており、悪質性は問わずにその時点での滞納の有無で判断しています。

悪質滞納者に対する制限について、法に触れない範囲で制限を設けて、収納を促していきたいと考えております。

委 員 条例では悪質滞納者に対する総合的なものということですね。

税務主幹 本部としましては、そのように考えておりますが、そこを含めてこれから検討していきます。

会 長 行政側では検討委員会を設けて、町民側として、この委員会で審議するのか、新たな委員会を設けるのかという話になりますので、この委員会でお引き受けするという事でよろしいでしょうか。

会 長 では、当委員会で行うことといたしますので、後日スケジュールなどをお示しください。

佐々木弁護士は3月22日ですので、可能な方は出席願います。

事務局 正式に決まりましたら、お知らせいたします。

3月中には弁護士の勉強会を実施し、検討については4月以降になると思います。

●議題2 第5次美幌町行政改革実施計画（素案）について

事務局 素案に基づき概要説明

現段階は素案ですので、行政内部の推進本部会議でも検討を進めていますので、項目の削除は少ないと思いますが、追加ですとか、文言修正はこれから行っていきます。

委 員 アウトソーシングについても記載ありますが、アウトソーシング推進計画は続けていくということによろしいですか。

事務局 アウトソーシング推進計画については、概ね方向性が決まっていますので、別計画とせずに、本計画に含めて行きたいと考えております。

委 員 本日、全項目について検討するのでしょうか。

事務局 内部の本部会議を並行して実施しており、20日までに皆様方からもご意見をいただき、本部会議と皆様方のご意見をまとめまして案を作成し、パブリックコメントを行い、3月の最終週に決定したいと考えています。

会 長 先日網走市での水道事故がありましたが、本町は計画に含まれていますか。

事務局 上水道は水道ビジョンを定めており、その中で計画的な更新を進めておりますので、漏水の多い地区は既に更新をしております。日の出地区ですとか、栄通りなどは漏水が多かったですが、更新を進めた結果解消されており、有水率でも表れています。こういう事故は、見えない部分で起こってしまいますので。

事務局 市街地については道路の更新に合わせて入れ替えを行っています。

会 長 No.64の美英福祉寮ですが、老朽化していますので、建て替えを含めてということですか。

事務局 民間で運営するように、建物を含めて。

会 長 民間が建てるのか、行政側で建てるのかという部分は。

事務局 具体的には決まっておらず、直営では廃止するという方向性だけを決めていると聞いています。引き受ける民間事業所がないことには話も進みませんので。

委 員 下水道事業について記載がありますので、上水よりは町の負担が大きいということですか。

事務局 上水については水道ビジョンで計画をしています。下水は汚水をきれいにして川に流すため処理料が高くなってしまいます。

委 員 町の現状は把握していないですが、国が示す障がい者の雇用割合についても、可能であればどこかに入れていただきたいと思います。

事務局 現在は国の基準を満たしています。

委 員 季節保育所の統廃合ですが、季節保育所やへき地保育所、保育園、ひまわり保育園など

未就学者を対象とした施設が多いですが、待機者の状況はどうでしょうか。

事務局 施設によって状況は違っています。美園については、少ない状況が続いており、団地の高齢化に伴い、子どもが少なくなっているとともに、移動手段が確保されているということもあります。

委 員 No.32 で補助金の一覧を作成し公表するとありますが、いつ頃の予定でしょうか。

事務局 行政評価を実施していますので、可能であれば 26 年度を目途に見直しを行えればと考えております。過去に補助金の見直しを実施した際には、行革の委員会に諮って見直しについてご意見をいただいている経過がありました。

委 員 No.37、38 についてですが、国保病院のジェネリック化は進んでいるのでしょうか。

事務局 ジェネリックの利用割合は把握していませんが、ご案内をお送りするなど啓蒙に努めています。

委 員 本計画とはそれますが、病院の会計事務が非常に遅いという声を聞きますし、一度に複数人呼びますので、呼んだ後に違う人に請求するなどミスが生じていると聞いています。

事務局 病院事務にミスが生じないように話しておきます。

委 員 No.25 の新たな納税方法の導入の中で、ペイジーネットワークとありますが、どういうことでしょうか。

事務局 納付書を持って、ATM 等から振り込みをすることです。

委 員 高齢者等に浸透するのでしょうか。

事務局 納付する手法を増やすということも収納対策につながるのではないかと考えています。

委 員 コンビニ収納など手数料の負担にもつながりますが。

事務局 現在、町税は、金融機関でお支払できる納付書をお送りするか、ご指定の口座から口座振替を行っており、口座振替については町が手数料を負担しています。コンビニ収納やクレジット収納になると手数料が高くなってしまうため、導入には踏み込んでいませんが、費用対効果を含めて引き続き検討は必要になります。

事務局 収納対策の視点があるとともに、納付に対するサービスの向上、納めやすい環境作りという質の高いサービスの観点からも考えなければなりません。

委 員 コンビニについては、非常に利用されていますので、そこで、手数料が生じても銀行まで足を運ぶよりも、その場で支払えた方が良いと思いますが、費用対効果もありますし。

会 長 取り組み内容などもっと踏み込んだ記載となるのでしょうか。

例えばですが、No.69 の病診・病病連携ですが、以前から話はあり、医療福祉ネットワークなどでも話がありますが、今言っているこの連携は医療機器の連携であり、空き病室の有効活用など

も含めた検討などができないかとか、病病連携の相手はどこかですとか。

事務局 今、各担当に確認しているところでもありますので、もっと具体的に記載ができるよう可能な限り努めます。

委員 今回の計画の中で行政経営という表現をしていないですが、行政運営ではなく、今後は赤になるのか黒になるのかを含めての意識が必要ですので、運営ではなく経営を言う感覚を身に着けていただきたい。

事務局 今までの感覚ではなく新たな感覚ということで、今までの運営ではなく、民間の良い部分である経営という感覚を身に着けるべきと考え、経営という言葉を使って行きたいと考えていましたが、内部でも検討し運営という表現にしましたが、ご意見をお聞きしたいと思います。

委員 町民から集めた税金を1円でも無駄に使わないということは運営ではなく、重点をどこに置くかということはあると思いますが、基本は経営になると思いますし、そういう感覚で進めて欲しいと思います。

会長 第2回会議でのニューパブリックマネジメントでも出ましたが、庁内から運営だという声が出たのでしょうが、今まで経営ということで話を進めていましたので。

事務局 第2回会議の際に、企業の考え方を前面に出しすぎですとか、顧客という表現ですとか、ご意見がございましたので、表現を変えたもので、心構えは変わっておりません。

委員 これからの職員はそういう感覚を持っていなければ、人口、税収の減等これからはますます厳しい時代になりますので、精神論になりますが、身に着けていただきたいと思います。

会長 時間にも限りがありますので、他にご意見がありましたら、前段事務局から話がありました、20日までに事務局まで連絡ください。

事務局 どういう方法でも構いませんので20日までに、ご連絡いただきたいと思います。

20日までにご意見をいただいたものを基に案を作成し、皆様にお送りいたします。

22日から3月25日くらいまでにパブリックコメントを行いますので、その週にもう一度お集まりいただき、委員会を開催したいと考えております。

事務局 大綱に基本理念がないことから、22年から始まった大綱にも追記したいと考えておりますので、皆さまご了承願います。

会長 以上で本日の委員会を閉会いたします。皆さまお疲れ様でした。